

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530009

研究課題名（和文）アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開

研究課題名（英文）The Birth and Development of Anglo-Norman Canon Law

研究代表者

苑田 亜矢（SONODA AYA）

熊本大学・法学部・准教授

研究者番号：80325539

研究成果の概要（和文）：12 世紀後半に作成された教令集や教会法学文献の写本の分析に基づいて、アングロ・ノルマン学派およびアングロ・ノルマン教会法学の形成と展開を跡づけるとともに、とくに重罪聖職者の取り扱いに関係する二重処罰禁止原則についての初期のアングロ・ノルマン学派の法理論および成立期コモン・ローの法理論に相互関係が認められることを明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：After the investigation of canonical sources from England of twelfth century, the following results were obtained: the Anglo-Norman school of canonists or the Anglo-Norman canon law, which flourished in the late twelfth and the early thirteenth century, produced their earliest work on canon law, *Summa De multiplici iuris divisione* in c.1160s; the concept of double punishment in the *Summa De multiplici iuris divisione* was similar with that of double punishment in the Constitutions of Clarendon of 1164. It shows that there is a similarity on this concept between the Anglo-Norman canon law and the emerging common law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向及び位置づけ

ヨーロッパ法史学の分野において、12 世紀という時期は、ローマ・カノン法の形成

期であると同時にコモン・ローの形成期でもある。このためか、教会法史の領域では、その研究の中心がローマ・カノン法にあり、他方イングランド法史学の領域では、その

中心がコモン・ローにあるという傾向がある。それゆえに、アングロ・ノルマン教会法学の研究は、教会法史・イングランド法史の両領域の狭間におかれ、手薄のままにされてきたといえよう。実際、国内におけるアングロ・ノルマン教会法学の本格的な研究は見あたらず、国外においても、その研究の重要性が指摘されながらも

(S.Kuttner and E.Rathbone, 'Anglo-Norman Canonists of the Twelfth Century: An Introductory Study', *Traditio*, 7, 1949, in S.Kuttner, *Gratian and the Schools of Law 1140-1234*, 1983, VIII, p.279f.) 本格的具体的研究に結びついていないように思われる。

国外における研究動向をやや詳しく辿っておくならば、従来の研究においては、イングランドへのローマ・カノン法学の浸透は、イングランドからローマ教会への自由な上訴が認められたとされる 1172 年以降とされていた。しかしその後、12 世紀中にイングランドで教令集や教会法学文献等が数多く作成されていたという事実が明らかにされ、この事実に基づいて、以下のような見解が出された。一つは、イングランドで収集された教令等が、むしろローマ・カノン法学に（ローマ教会公式編纂の『グレゴリウス九世教皇令集』（1234 年）の成立過程に）影響を与えたという見解であり、もう一つが、12 世紀のイングランドにボローニャ教会法学派とは別のアングロ・ノルマン教会法学派の存在が認められるという見解である。このアングロ・ノルマン教会法学について最初に光を当てたのが、S・クットナーと E・ラスボーンである。本研究は、このクットナー等の研究の中で紹介されているイングランドで作成された教令集や教会法学文献等を基礎として、(1)

12 世紀全体を視野に入れ、この時期のイングランドで作成された教令集や教会法学文献等の分析を行ない、(2) これを通じてアングロ・ノルマン教会法学の形成および展開を明らかにし、(3) さらにその法理論の特徴を、成立期コモン・ローとの相互関係を視野に入れながら、明らかにすることを目的とするものである。

(2) 着想に至った経緯・これまでの研究成果の発展

以上のような国内・国外の研究動向の中で、研究代表者と分担者は、イングランドにおける教会法学ないしアングロ・ノルマン教会法学に関心を抱き続け、これまでに公表した研究の中で、イングランドにおける教会法の知識の存在やアングロ・ノルマン教会法学の形成について触れてきた（直江眞一・苑田亜矢「マルチプリケム・ノービース（翻訳と解説）—ロンドン司教ギルバート・フォリオットの一書翰—」、『法政研究』、第 66 巻第 3 号、239-285 頁、1999 年、243-4 頁；苑田亜矢・直江眞一「フラテルニターティス・ヴェストレ（翻訳と解説）—カンタベリ大司教トマス・ベケットの書翰—」、『法学研究』、第 40 巻第 2 号、399-441 頁、2004 年、401 頁；苑田亜矢「一二世紀イングランドにおける教皇庁への上訴をめぐる——一六四年のクラレンドン法第八条および一七二年のアヴランシュの和約の再検討—」、『法制史研究』、第 50 号、233-266 頁、2001 年、234 頁；直江眞一「一二世紀イングランドの学識層について—コモン・ローの形成と学識法覚書—」、『法学』、第 48 巻第 5 号、657-706 頁、1984 年、672 頁）。

さらに、これまでに研究代表者は、「12 世紀イングランドにおける重罪聖職者をめぐる裁判実務と法理の形成」(平成 13 年度～平

成 14 年度 若手研究(B) 課題番号 13720006)において、重罪聖職者をめぐる法理の形成の背景に、現実に生じたヨーク大司教殺害事件があったのではないかということを検討した。また、研究代表者と分担者は、「『ベケット論争』の再検討—書翰の分析を通して—」(平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号 15530012)において、12 世紀イングランドで生じた「ベケット論争」における王権とイングランド教会とローマ教会の三者の争点の論理的・法的側面での解明に取り組み、その争点の一つである重罪聖職者をめぐる問題の対立点を論争当事者の書翰の分析によって整理し、重罪聖職者の問題については、王権とイングランド教会の法理論がほぼ一致していることを確認した。そして、この研究の過程で、王権とイングランド教会の一致する法理論に、アングロ・ノルマン教会法学とコモン・ローがいかに関係しているのかを検討する必要性を強く感じた。これが、今回の研究課題にとりくむ背景をなしており、重罪聖職者の取り扱いの問題のみならず、十分の一税、婚姻といった個別の問題ごとに、アングロ・ノルマン教会法学と成立期コモン・ローの相互関係を解明する必要性があるとの思いに至った。

加えて、研究分担者は、コモン・ロー形成期における婚姻に関する問題や、形成期コモン・ローの法準則に対する教会法学および現実の事件の影響に関する次のような研究成果を公表しており、コモン・ローと教会法との相互関係に注目してきた。直江眞一「12 世紀イングランドの法と裁判に関する実証的研究—アンステイ事件関連史料の再検討を中心として—」(平成 12 年度～平成 13 年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号 12620007 研究成果報告書) 1-47 頁、

2002 年;直江眞一「assize of novel disseisin 成立史再考」、小山貞夫先生古稀記念論集刊行会編『西洋法制史学の現在』、創文社、87-129 頁、2006 年。

したがって、これらの研究成果を踏まえて、本研究は、以下に示す研究の目的を達成することを目指す。

2. 研究の目的

本研究の目的は、12 世紀のイングランドで作成された教令集や教会法学文献等の分析を通じて、アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開について明らかにすることにより、アングロ・ノルマン教会法学がローマ・カノン法学の発展に果たした役割・意義を展望しながら、アングロ・ノルマン教会法学と成立期コモン・ローの相互関係を解明することにある。

3. 研究の方法

(1) 平成 19 年度

まず、[1] S・クットナー、E・ラスポーン、C・N・L・ブルック、W・ホルツマン、E・W・ケンプ、C・ダッガン等の研究を中心に研究史の整理を行なった。それとともに、[2] アングロ・ノルマン教会法学の形成期であるとともにコモン・ローの形成期でもある 12 世紀にイングランドで作成された教令集や教会法学文献等について、残存写本の調査、閲覧を行なった。それらの写本は、ロンドンの英国図書館、ランベス宮殿図書館、ケムブリッジ大学図書館、ケムブリッジ大学各カレッジ、オクスフォード大学ボドリアン図書館等に保管されているため、調査、閲覧のために、イギリスに出張した。イギリスにおいて写本の調査・閲覧をする際には、可能な範囲で、マイクロ・フィルムないしコピーの形で、写本の写しを入手し、その後の内容分析に備えた。また、写本の残存状況を調査して

12世紀における写本の流布・利用状況についても検討を加えた。なお、教令集や教会法学文献等の作品に関しては、そのうち最も古いとされている1160年代作成の「法の様々な区分についてのスマ (Summa De multiplici iuris divisione)」を中心に検討した。この写本はケムブリッジ大学ペムブルック・カレッジ、同トリニティ・カレッジ、ロンドンのランベス宮殿図書館に保管されているものである。

また、教令集や教会法学文献等の検討に際しては、イングランド中世法およびローマ・カノン法についての知見が不可欠であるが、研究代表者と分担者の所属機関ではこの分野の所蔵図書が十分ではないため、この状況を補うべく国内の他大学に所蔵されている文献について、随時調査・閲覧・複写を行なった。また、新たに購入可能な文献については購入し、研究代表者の所属機関に設置した。

研究体制については、研究代表者が中心となって研究史の整理を行ない、代表者と分担者の両名が協力して、イギリスに出張して前述の各図書館に保管されている写本の調査にあたった。その際、これまでの両名の研究実績を踏まえて、主として、代表者は教会法の観点から、分担者はコモン・ローの観点からの注意を払いつつ、研究文献・写本の調査・整理を行なった。両名は別々の研究機関に所属しているため、意見交換はメール等も利用したが、年に数回研究会の形で、各自の研究状況を報告し、相互の議論によって理解を深めるという方法をとった。

(2) 平成20年度以降

[3] 平成19年度中に入手できた教令集や教会法学文献等について、その内容の検討にはいり、アングロ・ノルマン教会法学の形成過程について考察するとともに、その法理論の特徴については、とくに重罪聖職者の取り扱いに関するものを検討した。それと同時に、

[4] 重罪聖職者に関する法理論の形成に係っている具体的事件についての研究文献や写本を調査し、それらを保管しているイギリスの各図書館および国内図書館で、調査、閲覧、入手した。イギリスでの調査にあたる際は、新たに調査・閲覧・入手の必要性が生じた教令集や教会法学文献等についての調査等も合わせて行なった。さらに、[4] 入手した研究文献や写本をもとに具体的事件を再構成し、これに基づいて、再び[3] その事件に関するアングロ・ノルマン教会法学の法理論の特徴を整理し直した。さらに、[5] コモン・ロー理論との関係についても、その解明に必要な研究文献および写本の調査・整理を行なった。

研究代表者と分担者の役割分担については、現実の具体的事件の検討・再構成に関しては、代表者が中心となって整理したが、その際、分担者からコモン・ロー関係の情報・意見を提供してもらった。また、とくに重罪聖職者に関する法理論の整理に関しては、これまでの両名の研究実績を踏まえて、代表者は主として教会法理論を、分担者は主としてコモン・ロー理論の解明を目指し、教会法とコモン・ロー双方の法理論の関係を検討した。両名は、メールを用いたり、研究会を開催したりして、随時意見交換をしながら、作業を進めた。

4. 研究成果

本研究においては、12世紀後半に作成された教令集や教会法学文献の写本の分析に基づいて、(1) アングロ・ノルマン学派およびアングロ・ノルマン教会法学の形成と展開を跡づけるとともに、(2) とくに重罪聖職者の取り扱いに係る二重処罰禁止原則についての初期のアングロ・ノルマン学派の法理論および成立期コモン・ローの法理論の

相互関係を解明することができた。

具体的には、前者については、アングロ・ノルマン学派による教会法研究（教会法学）は、1180年以降から13世紀初めにかけて隆盛を極めること、その源流は1160年代に遡ることができることが明らかになった。それを踏まえ、アングロ・ノルマン学派による初期の作品と位置づけられている1160年代作成の「法の様々な区分についてのスμμα（Summa De multiplici iuris divisione）」の翻訳と解説を『熊本法学』第121号（2010年7月発行予定）に公表する予定である。

また、後者については、以下の点を明らかにすることができた。すなわち、これまでの重罪聖職者をめぐる研究においては、コモン・ロー側では「二重処罰」を導入しようとし、教会法側ではそれに対して「二重処罰禁止」を唱えて反対したとされていたが、(1)教会側のトマス・ベケットが主張したとされている「二重処罰禁止」原則も実は彼によって唱えられたものではないと判断されること、また、教会法学派の中でも、(2)ボローニャ学派は「二重処罰」を認める立場をとっていたこと、さらに、(3)イングランドのアングロ・ノルマン学派も独自性を展開しつつも基本的にはボローニャ学派の路線を採用していたこと、それゆに(4)アングロ・ノルマン教会法学と成立期コモン・ローには相互関係が認められること、以上の点を明らかにすることができた。これらの成果の一部については、2009年8月29-31日に東北公益文科大学において開催された西欧中世史研究会において、「アングロ・ノルマン教会法学における二重処罰禁止原則—二重危険禁止原則の起源をめぐる—考察—」と題して口頭発表を行なった。今後、論文として纏め、紀要ないし学会誌に公表する予定である。

なお、今回は、十分の一税や婚姻といった

問題についてのアングロ・ノルマン教会法学の法理論については、時間不足の故に十分な検討ができなかった。今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

苑田 亜矢「アングロ・ノルマン教会法学における二重処罰禁止原則—二重危険禁止原則の起源をめぐる—考察—」(西欧中世史研究会、2009年8月30日、東北公益文科大学)

〔図書〕(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

苑田 亜矢 (SONODA AYA)
熊本大学・法学部・准教授
研究者番号：80325539

(2) 研究分担者

直江 眞一 (NAOE SHINICH)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：10164112

(3) 連携研究者

なし